

## プロパティ利用規約

本プロパティ利用規約（以下、「本規約」という）は、株式会社千葉ロッテマリーンズ(以下、「球団」といいます)が管理するプロパティ（以下、「球団プロパティ」といいます）の利用について定めたものであり、球団プロパティの利用者(以下、「利用者」といいます)は、本規約の全てについて同意したものととして取扱われるものとします。

本規約は日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。本規約の表示は全て日本語により表示され、日本語のみにより解釈されます。

### 1. 本規約の対象

本規約は、主にメディア・自治体・学校・企業・団体等による球団プロパティ使用を対象としています。球団がスポンサー企業に付与するマーケティング権およびライセンスに付与する商品化権における球団プロパティの使用については、球団と別途契約書を締結することが必要となります。本規約の対象となる具体的なプロパティの内容及び範囲については、別途定める「プロパティ規程」によるものとします。

### 2. 各プロパティの使用目的

#### ・ 映像の使用

テレビやインターネット等で球団の主催試合映像・練習映像・会見映像・イベント映像等を使用すること。

#### ・ ロゴの使用

テレビ、インターネット、新聞、書籍等で球団のロゴを使用すること

#### ・ 画像の使用

テレビ、インターネット、新聞、書籍等で球団が管理する画像を使用すること

### 3. 対価

利用者は申請書に記載されている対価を支払うことに同意したものとします。申請書に特に明記されていない場合、球団と利用者間にて別途協議するものとします。

### 4. 支払方法

3. の対価について、球団は利用者からの使用報告に基づき、翌月 10 日までに請求書を発行します。利用者はプロパティ使用日の翌々月末までに球団の指定する口座に振り込む方法にて支払うものとします。

## 5. 使用報告

利用者は、球団プロパティを使用する都度、速やかに、球団指定のプロパティ使用申請書を利用して報告書を作成し球団に提出するものとします。球団は、使用報告書の内容が正確であることを確認するために必要とみなす場合には、利用者に関連資料の提出を求めることができます。

## 6. 禁止事項

利用者は、本規約に基づく球団プロパティの使用に際し、以下の各号に定める態様での使用等を行ってはなりません。

- (1) 球団、選手等、その他球団の関係者の名誉、名声、社会的信用等に悪影響を及ぼすような態様で使用する事。
- (2) 社会的、教育的に悪影響が生じる態様で使用する事。
- (3) 法令及び公序良俗に反する使用をすること。
- (4) 球団の書面による事前承認を得ることなく、球団プロパティの改変を行うこと。
- (5) 球団に提出した申請書に記載した目的または方法以外に使用すること。
- (6) 球団プロパティに類するにものを無断で作成、使用又は知的財産権の権利を登録すること、若しくはその他の方法で球団の権利を侵害又は損なう恐れのある行為をすること。
- (7) その他、球団が禁止する態様での使用をすること。

## 7. 利用可能期間

利用者が申請書に使用期間を記載し、球団が許諾した期間を利用可能期間とします。但し、利用者が本規約又は申請書記載事項に違反した場合には、球団は直ちに許諾を取り消し、利用可能期間を終了させることができます。

## 8. 反社会勢力でないことの確認

球団及び利用者は、反社会的勢力の排除に関して以下のとおり定めるものとします。

- (1) 球団及び利用者は、自らが反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力と一切の関係を持たないことを確約します。
- (2) 球団及び利用者は、次の事項のいずれかに該当するときは、本規約を何等の催告を要せず解除することができるものとします。
  - ①相手方または相手方の役員もしくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明したとき。
  - ②相手方の取引先またはその役員もしくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明し、善処を求めたにも関わらず関係改善されなかったとき。

③相手方が自らまたは第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辭または業務妨害行為などの行為をしたとき。

(3) 前項により本規約が解除された場合、解除された者はその相手方に対し、相手方が解除により被った損害を賠償するものとします。

(4) 第 2 項により本規約が解除された場合、解除された者は解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

#### 9. ロゴマーク使用におけるコピーライト表記義務

同一のビジュアルにおいて、球団ロゴと他の会社のロゴが並列する場合、コピーライト表記を依頼することとします。(もしデザイン上どうしても不可能な場合はプロパティ担当に確認すること)

なお、コピーライト表記は、以下のとおりとします。

(原則) © CHIBA LOTTE MARINES

(スペースが無い場合) © C.L.M.